



楽しいおしゃべりが元気の秘けつ(下北手の小規模多機能型居宅介護施設「和ごや家」で)

介護保険

介護・高齢福祉課
☎(866)2069

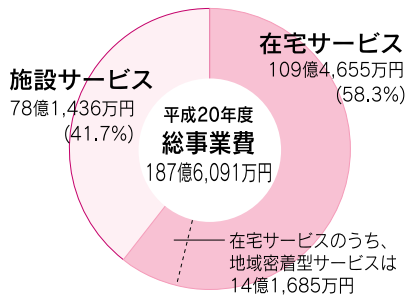
秋田市の要介護・要支援認定者数は、今年3月末現在で1万4千766人。市の高齢者(65歳以上)人口が約7万5千人ですから、ほぼ5人が1人が介護認定を受けていることになります。

事業費が増え続けています

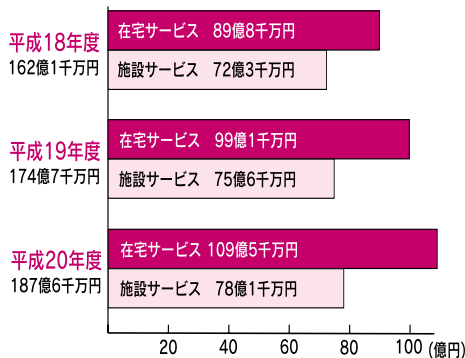
昨年度、秋田市で介護サービスに使われたお金は約188億円。介護保険制度が始まった平成12年度の約96億円から約2倍に増えています。「在宅サービス」の費用が全体の6割を占め、ここ数年「施設サービス」を上回っています(下グラフ参照)。

デイサービスやショートステイの利用が増えているほか、平成18年から始まった小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスも多くの人が利用しました。

秋田市の介護サービスに使われたお金



事業費の推移(過去3年)



おもな介護サービスの利用件数(平成20年度 秋田市)

サービスの種類	件数(前年比)	サービスのおもな内容	
在宅サービス	訪問介護	53,550 (-865)	ホームヘルパーが家庭を訪問して、排せつなどの身体介護、調理・洗濯などの生活援助を行います
	訪問入浴介護	2,469 (-104)	家庭を訪問して、入浴の介助を行います
	通所介護 デイサービス	45,585 (+1,949)	デイサービスセンターに通所して、食事や入浴などができます
	短期入所 ショートステイ	20,028 (+2,795)	特別養護老人ホームなどに短期間入所します
	福祉用具購入費	1,190 (+66)	排せつ、入浴に使う道具などの購入費を助成します
	住宅改修費	937 (+18)	自宅への手すりなどの取り付けや段差解消などの改修費を支給します
地域密着型サービス	小規模多機能型 居宅介護	3,423 (+1,450)	「通い」を中心に必要に応じて「訪問」「宿泊」を組み合わせ、食事、入浴などの介護や支援を受けることができます
	認知症対応型 通所介護	1,847 (+5)	認知症の高齢者が、食事、入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けることができます
	認知症対応型 共同生活	3,423 (+289)	認知症の高齢者が共同で生活しながら、食事、入浴などの介護や支援、機能訓練を受けることができます
施設サービス	介護老人福祉施設	917 (+32)	特別養護老人ホームで日常生活のお世話、機能訓練、健康管理などを行います
	介護老人保健施設	1,406 (0)	老人保健施設で看護、医学的管理下での介護、機能訓練などを行います
	介護療養型医療施設	3 (0)	病院、診療所の療養病床などの介護保険適用部分に入所し、療養上の管理、看護などを行います

施設サービスの件数は、1か月あたりの平均入所者数です。

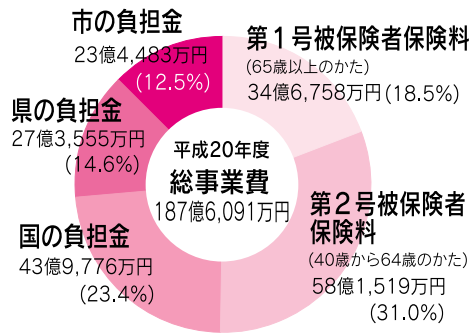


インターネットで 介護保険事業者の サービス内容を確認

利用者が介護サービス事業者を適切に選択できるように、秋田県長寿社会振興財団のホームページでは、各事業者のさまざまな情報を公表しています。サービスの内容を比較することができますので、事業者を選択するときなどにご活用ください。詳しくは同財団の指定情報公表センターへ。

☎(829)3777

<http://www.akita-longlife.net/>

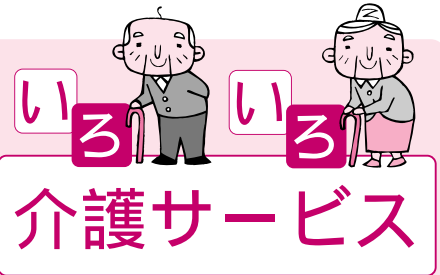


秋田市の介護サービス 事業費の負担割合

介護が必要ない人も、将来介護が必要になった時にいつでもサービスを受けられるようにつくられた「助け合い」の制度です。介護サービスに要する費用は、その半分を国・県・市の公費(税金)で負担し、残り半分を第一号被保険者(65歳以上)と第二号被保険者(40歳~64歳)の保険料で負担しています(グラフ参照)。第二号被保険者から納めていただいている保険料が3割を占め、介護保険を運営していく大きな支えになっています。

みんなで支える
助け合いの制度

介護保険は、40歳以上の市民全員で保険料を負担し合います。現在は介



申請窓口
介護・高齢福祉課 ☎(866)2069
河辺市民センター福祉保健班
雄和市民センター福祉保健班

介護用品

紙おむつ 尿取りパッド
清拭(せいしき)剤 ドライシ
ヤンプー 使い捨て手袋を月
5千円分まで現物支給します。
支給を受けた月の前月7日
までに申請してください。

対象:「要介護4か5で、介護
保険料の所得段階が1~3段
階の65歳以上のかた」を自宅
で介護している家族

介護慰労金

入院期間などを除き、1年間
介護保険サービスを利用しな
かった場合、年間10万円の慰労金
を支給します。サービスを利用
しなかった1年が過ぎた後、3
か月以内に申請してください。

対象:「市民税非課税世帯の、
要介護4か5の65歳以上のか
た」を自宅で介護している家族

住宅改修費

現在住んでいる(住民票に書
いてある住宅に、手すりの
取り付け 段差の解消 滑り
の防止・移動の円滑化などの
ための床または通路面の材料
の変更 引き戸などへの扉の
取り替え 洋式便器などへの
便器の取り替えの工事を行っ
た場合、同一住宅(対象者)に
つき、20万円を限度に、改修
費の9割を支給します。

対象: 要介護(要支援)認定を
受けているかた
事前審査: 事前審査がありま
すので、工事前にケアマネジ
ヤーか介護・高齢福祉課へご
相談ください

特定福祉用具の購入費

県の指定を受けている福祉
用具販売事業者から、腰掛
便座 特殊尿器 入浴補助用
具 移動用リフトのつり具の
部分 簡易浴槽を購入した場
合、年10万円を限度に、購入
費の9割を支給します。

対象: 要介護(要支援)認定を
受けて、在宅で生活してい
るかた

申請に必要なもの: 購入した
用具のパンフレットと領収書
をお持ちください

住宅改修・福祉用具の
購入に受領委任払制
度を利用できます

「住宅改修費」と「特定福祉
用具の購入費」は、利用者がい
ったん費用の全額を支払った
後に市に申請して保険給付(9
割)を受けるといって「償還払い」
か、利用者の支払いが初めか
ら1割で済む「受領委任払い
(残りの9割は市が事業者へ直
接支払います)」を選ぶことが
できます(給付制限を受けてい
るかたを除く)。

利用したいときは
初めにリストを確認

必要書類は償還払
いと同じで、「受領
委任払制度を利用し
たい」と事業者へ伝
えるだけです。ただし、受領
委任払制度を利用できる業者
は、市に登録した「受領委任
払制度取扱業者」に限られま
すので、ご注意ください。取
扱業者は、市役所福祉棟2階
の介護・高齢福祉課にあるリス
トか、市ホームページでご確
認ください。



<http://www.city.akita.jp/city/wf/kg/juryoujin.htm>